

## こども誰でも通園制度の受け入れを「多古こども園」で行います

### 子育て支援課で事前登録をし、認定証が発行されたら

多古こども園で面接日程を調整し、面談を実施します。

面談では、家族の状況、保護者の意向、お子さんの状況、発達の状況について伺い、保育内容を共有させていただきます。面談での内容は、利用者の同意に基づき、保護者連絡アプリ(総合支援システム)に提供されます。利用日の予約も総合支援システムで行います。

### 予約ができたなら

次の要件で利用できます。

利用料金●1時間 300円(昼食、おやつ代は別)

利用時間●月 10時間まで

保育時間●午前8時30分～午後4時30分



### 一時的保育との違いは

対象年齢●生後6カ月～満3歳未満

※就労や多古町在住に関係なく利用できます。

※他市町村の保育所などでも利用可能です。

### こども誰でも通園制度との統一性を図るため、一時的保育の料金を変更します

利用料金●1時間 300円(昼食、おやつ代は別)

※料金については令和8年4月1日から変更となります。

その他に関しては今までどおりです。

お問合せ●多古こども園 ☎ 76-6050

## 多古町地域経済活性化拠点整備に係る 多古町議会との意見交換会を開催しました

今回の意見交換会では、予備設計業務委託の進捗状況を説明し、10月31日に行った先進地視察を参考にした今後の拠点整備の方針や運営スキームに関する意見交換を行いました。

中長期的に段階を分けて整備していき「収益性の高い施設を優先して整備すること」や「最適な補助金・交付金を活用し、町の財政的課題に配慮すること」、「道の駅や拠点施設が利用者の動線や利便性を損なわない配置を目指すこと」を確認しました。

引き続き、多古町の経済活性化に向けて事業を進めていきます。



第3回意見交換会の様子

お問合せ●産業経済課経済振興係 ☎ 76-5404

## こども誰でも 通園制度 が始まります！

4月から

こども誰でも通園制度は、保育所などに通っていない生後6カ月から満3歳未満までのお子さんを対象として、保護者の就労条件を問わず、月に一定時間まで保育所などを利用できる新たな制度です。

令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として、全国の市町村で実施されます。

ご利用を希望する場合はまず、住所地の市町村での事前登録申請が必要です。

対象者●保育所などに在籍していない生後6カ月から満3歳未満までのお子さん。

※一時的保育事業を利用されている場合でもご利用できます。



【多古町在住の方】

利用時間●月 10時間まで

事前登録申請窓口●子育て支援課こども係

事前登録申請受付開始日●3月5日(木)



申請から利用までの流れ

### ① 利用者が子育て支援課へ事前登録申請

※お子さん1人につき1件の申請が必要

アレルギーなどについて、10分程度の面談があります。

子育て支援課で審査、利用認定、認定証発行

(認定証の発行には1～2週間ほどかかります)

### ② 利用者がこども園などの利用施設を選定し、事前面談を申込む

利用施設と利用者で面談日程を調整し、面談実施

### ③ 利用者が利用予約

利用施設が予約を確定

### ④ 利用者が施設を利用

利用者が料金を利用施設へ支払う

※多古こども園をご利用の方は、P13上段を参照ください。

お問合せ●子育て支援課こども係 ☎ 76-5412



詳しくはこちら